

○最高速度違反行為等に係る車両の使用者等に対する指示等の取扱いに関する訓令
(平成10年6月18日島根県警察訓令第17号)

車両の使用者に対する放置行為等を防止するための指示等の取扱いに関する訓令
(平成6年島根県警察訓令第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の規定に基づく車両の使用者等に対する指示等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において「指示対象事案」とは、法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項(これらを運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する指示対象事案をいう。

(指示対象事案の認知及び報告・資料の提出要求)

第3条 警察署長、島根県警察交通機動隊長及び島根県警察高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)が指示対象事案を認知したときは、指示対象事案発生報告書(様式第1号)に係る記録を添付して交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)に報告するものとする。

- 2 交通指導課長は、前項の報告を受けたときは、当該車両の使用者に対し、報告・資料の提出要求書(様式第2号)により報告・資料を求めるものとする。
- 3 交通指導課長は、前項の措置をとったときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)に報告・資料の提出要求通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 管轄警察署長は、前項の通知を受けたときは、車両の使用者に対し面接等により速やかに報告・資料の提出を求め、運行の管理状況を調査するものとする。
- 5 報告・資料の提出要求に当たっては、次の各号に掲げる書類等の提出を求めるものとする。
 - (1) 自動車検査証の写し及び車両の管理台帳等車両の使用状況を明らかにする資料
 - (2) 従業員名簿等運転者と使用者との雇用関係を明らかにする資料
 - (3) 売買等により車両の使用者に異動があった場合には、異動があったことを明らかにする資料

(結果報告)

第4条 管轄警察署長は、当該車両の使用者に対し、報告・資料の提出を求めたときは、報告・資料の提出要求結果報告書(様式第4号・様式第4号の2・様式第4号の3)及び資料提出書(様式第5号)を交通指導課長に送付するものとする。

(指示対象事案の審査)

第5条 交通指導課長は、指示対象事案発生報告書により違反の処理結果を確認するとともに、使用者が当該車両を実質的に使用する権原を有し、その運行を支配管理

している使用者であるか審査するものとする。

2 交通指導課長は、指示対象事案や認定を受けず自動車運転代行業を営む者を把握したときは、遅滞なく交通部交通企画課長に通報し、運転代行業法の規定による営業停止処分等が適切に行えるようにするものとする。

3 交通指導課長は、審査の結果、指示対象事案と認めたものについては、指示対象者名簿（様式第6号）を作成するものとする。

（指示の上申）

第6条 交通指導課長は、指示を行う必要がある時は、指示上申書（様式第7号）に資料を添えて上申するものとする。

（中国運輸局長に対する協議等）

第7条 前条の指示上申に当たっては、事業所の使用者が、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者（以下「自動車運送事業者等」という。）等であるときは、最高速度違反行為及び過労運転については指示に関する協議書（様式第8号）、過積載運転行為については指示に関する意見照会書（様式第9号）により当該事業所の位置を管轄する島根運輸支局長を經由して、中国運輸局長に対して協議又は照会し、意見を求めるものとする。

（指示書の交付）

第8条 交通指導課長は、指示が決定したときは、管轄警察署長を經由して、使用者に対し出頭を求め、指示書（様式第10号・様式第10号の2・様式第10号の3・様式第10号の4・様式第10号の5・様式第10号の6）を交付するものとする。

（他の都道府県警察との連携）

第9条 交通指導課長は、指示等を迅速、適正かつ効果的に運用するため、他の都道府県警察との連携を密にするものとする。

（指示記録等の保存）

第10条 報告・資料の提出要求依頼書、指示書その他指示に関する書類の保存期間は、3年とする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成13年11月30日島根県警察訓令第39号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成14年6月17日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年1月13日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年4月26日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年5月25日島根県警察訓令第18号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部長 殿

警察署（隊）長

指 示 対 象 事 案 発 生 報 告 書

- 道路交通法 第22条の2第1項の規定に基づく最高速度違反行為
- 自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第58条の4の規定に基づく過積載運転行為
- 第66条の2第1項の規定に基づく過労運転

を防止するため適正な運行の管理について指示を行う必要のある事案を発見したので報告する。

事案の日時	年 月 日 時 分	
事案の場所		
事案の内容		
事業所の名称及び所在地		
使用者の指名		
登録（車両）番号	1	2
添付記録	<input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 重量測定カード <input type="checkbox"/> 供述調書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

注：□は該当するものに○印を付けること。

様式第2号（第3条関係）

島根県公安委員会指令（交指）第 号
報告・資料の提出要求書

年 月 日

使用者の氏名又は名称

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第75条の2の2第2項の規定により、あなたが使用している自動車の最高速度違反行為等に関し、自動車の適正な使用の推進を図るため必要がありますので、報告又は資料の提出を要求します。

自動車の使用者	氏名				
の氏名及び住所	住所				
報告又は資料 提出要求理由	下記のとおり最高速度違反行為・過積載運転行為・過労運転が重なったため				
	車両番号	運転者	違反日時	場所	態様
提出する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証の写し及び車両の管理台帳等車両の使用状況を明らかにする資料 ・従業員名簿等運転者と使用者との雇用関係を明らかにする資料 ・売買等により車両の使用者に異動があった場合は、異動があったことを明らかにする資料 				
報告又は資料 の提出期日	年 月 日 時				
報告又は資料 の提出先	警察署				

様式第3号 (第3条関係)

島 交 指 第 号
年 月 日

警 察 署 長 殿

島 根 県 警 察 本 部 長

報 告 ・ 資 料 の 提 出 要 求 通 知 書

次の者は、道路交通法に規定する指示の対象となったため、同法第75条の2の2第2項の規定に基づき、報告・資料の提出を要求したので通知する。

		番 号	第 号	
使 用 者	住 所			
	氏 名 (名称)			
の 状 況	車 両 番 号	運 転 者	年 月 日 時 分	場 所
	<input type="checkbox"/> 最高速度違反行為			
	<input type="checkbox"/> 過積載運転行為			
	<input type="checkbox"/> 過 労 運 転			
備 考				

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部長 殿

警察署長

報告・資料の提出要求結果報告書

道路交通法第75条の2の2第2項の規定に基づき、報告及び資料の提出を求めたので報告します。

		番 号	第 号
年月日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
担当者			
使用者	住 所		
	氏名(名称)		
	人定事項	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	
	使用者との関係		
最高速度 違反行為 の状況	車両番号	運 転 者	年月日時分 場 所 態 様
提出を求めた状況			
備 考			

運行の 管理状況	1 最高速度違反行為防止指示該当事案に係る車両の使用者であるか。

	2 理由となる最高速度違反行為を知っていたか。

	3 最高速度違反行為を防止するためにとられている措置
	(1) 指導監督の実施状況

	(2) 交通安全教育の実施状況

4 適切な運行計画がなされているか。	

5 その他	

使用者等の 意見欄	<p>車両の運行の管理等については、ただいま申し上げましたとおり です。 氏名 印</p>
--------------	---

様式第4号の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部長 殿

警察署長

報告・資料の提出要求結果報告書

道路交通法第75条の2の2第2項の規定に基づき、報告及び資料の提出を求めたので報告します。

		番 号	第 号
年月日時	年 月 日 時 分から		時 分まで
担当者			
使用者	住 所		
	氏名(名称)		
	人定事項	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他()
	使用者との関係		
過積載運 転行為 の状況	車両番号	運 転 者	年月日時分 場 所 態 様
提出を求めた状況			
備 考			

運行の 管理状況	1 過積載運転行為防止指示該当事案に係る車両の使用者であるか。

	2 理由となる過積載運転行為を知っていたか。

	3 適正な積載のための配慮を行っているか。

	4 車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを、どのように運転者に対し、指導又は助言しているか。

5 その他	

使用者等の 意見欄	<p>車両の運行の管理等については、ただいま申し上げましたとおり です。 氏名 印</p>
--------------	---

様式第4号の3（第4条関係）

第 号
年 月 日

島根県警察本部長 殿

警 察 署 長

報告・資料の提出要求結果報告書

道路交通法第75条の2の2第2項の規定に基づき、報告及び資料の提出を求めたので報告します。

		番 号	第 号
年月日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
担当者			
使用者	住 所		
	氏名(名称)		
	人定事項	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	
	使用者との関係		
過労運転 の状況	車両番号	運 転 者	年月日時分 場 所 態 様
提出を求めた状況			
備 考			

運行の 管理状況	1 過労運転防止指示該当事案に係る車両の使用者であるか。

	2 理由となる過労運転行為を知っていたか。

	3 過労運転を防止するためにとられている措置
	(1) 指導監督の実施状況

	(2) 交通安全教育の実施状況

(3) 運行前の点呼等の実施状況	

4 適切な運行計画がなされているか。	

5 その他	

使用者等の 意見欄	<p>車両の運行の管理等については、ただいま申し上げましたとおり 氏名 印</p>
--------------	--

様式第5号（第4条関係）

年 月 日		
資 料 提 出 書		
島 根 県 公 安 委 員 会 殿		
所在地 名 称 氏 名		
年 月 日要求された資料を、次のとおり提出します。 提出した資料は、用済後、処分意見欄記載のとおり処分してください。		
資 料 名	数 量	提 出 者 の 処 分 意 見
上記資料を受領しました。		
年 月 日		
警察署 取扱者 係 氏名		
上記資料を返還していただきました。		
年 月 日		
受領者 氏名		

様式第6号（第5条関係）

指 示 対 象 者 名 簿

年 月 日

指 示 該 当 者 氏 名 等	住 所				
	氏 名 等				
指 示 該 当 事 案	車 両 番 号	運 転 者	年 月 日 時 分	場 所	態 様

様式第7号（第6条関係）

島交指第 号
年 月 日

島根県公安委員会 殿

交通指導課長

指 示 上 申 書

次の者に対し、道路交通法の規定に基づき指示を行うよう上申します。

使用 者	住 所			
	氏 名 (名称)			
指 示 車 両				
指 示 車 両 に 係 る 指 示 の 理 由				
の 状 況	車両番号	運 転 者	年月日時分	場 所
	<input type="checkbox"/> 最高速度違反行為			
	<input type="checkbox"/> 過積載運転行為			
	<input type="checkbox"/> 過 労 運 転			
指 示 事 項				
報 告 ・ 資 料 の 提 出	年 月 日			警察署
備 考				

注：□は該当するものに○印を付けること。

指 示 に 関 す る 協 議 書

第 年 月 日 号

中 国 運 輸 局 長 殿

島 根 県 公 安 委 員 会 

次のとおり、 道路交通法 第22条の2第1項
 自動車運転代行業の業務の適正化に 第66条の2第1項
関する法律第19条第1項の規定に
より読み替えて適用される道路交通法
の規定による指示をする予定であるので、意見があれば、 年 月 日
までに文書をもって回答願います。
なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 指示の理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

指 示 の 理 由	
指 示 事 項 (予定)	
指 示 の 年 月 日 (予定)	
指示に係る自動車の登録（車両）番号	
その他参考事項	

(記載上の注意)

- 1 「その他参考事項」の欄には、例えば、当該事業所に係る指示歴、使用制限歴等を支障のない範囲内で記載すること。
- 2 運転代行業法の読替え規定の場合には、規定項目にも○印をすること。

指示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

中国運輸局長 殿

島根県公安委員会 印

次のとおり、
 道路交通法 第58条の4の規定
 自動車運転代行業の業務の適正に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法
による指示をする予定であるので、意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 指示の理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

指 示 の 理 由	
指 示 事 項 (予定)	
指 示 の 年 月 日 (予定)	
指示に係る自動車 の登録（車両）番号	
その他参考事項	

(記載上の注意)

- 1 「その他参考事項」の欄には、例えば、当該事業所に係る指示歴、使用制限歴等を支障のない範囲内で記載すること。
- 2 運転代行業法の読替え規定の場合には、規定項目にも○印をすること。

様式第10号（第8条関係）

島根県公安委員会指令（交指）第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

島根県公安委員会 印

指 示 書

道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
	車両(登録) 番 号	
指 示 事 項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：指示事項の欄は、次の例に従って記載すること。

最高速度違反行為となるような運転が行われることのないよう、目的地までの主な地点間の距離、走行時間、走行速度等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。

運転者その他の従業員に対して最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。

車両に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により運転者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。

最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。

運行経路の交通状況等を的確に把握し、最高速度違反行為の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。

運送に関する契約を結ぶ際は、使用車両台数及び運転者数を考慮し、最高速度違反行為の防止に留意すべきこと。

利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路

を利用したかどうかを確認すべきこと。

速度制限装置の取外し等最高速度違反行為を容易にするような改造をした車両を使用しないこと。

様式第10号の2 (第8条関係)

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

島根県公安委員会 印

指 示 書

道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の 位 置	
	車両(登録) 番 号	
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：指示事項の欄は、次の例に従って記載すること。

車両の運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
過積載となるような運送契約を引き受けないこと。
過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
産業廃棄物運送用車両等の目的外使用は行わないこと。
さし枠等の不正改造をした車両を使用しないこと。
荷主又は荷受人に対し、積載物の重量証明となる書面を発行するよう協力要請すること。
積載の状況の記録を作成し、保管すること。（自動車の使用者が荷送人である場合）
出荷時に重量を確認すること。

積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。

積み荷を購入し、又は売却する際に過積載となるような売買契約を結ばないこと。

様式第10号の3（第8条関係）

島根県公安委員会指令（交指）第 号

年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

島根県公安委員会 印

指 示 書

道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
	車両（登録） 番 号	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。	
指示の理由		

（注意） 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：指示事項の欄は、次の例に従って記載すること。

過労運転となるような運転が行われることがないよう、休憩場所や休憩時間等について運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。

運転者その他の従業員に対して過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。

過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。

運行前の点呼を徹底すること等により過労運転となるおそれのある状態で運転者に車両を運転させないこと。

運転者を長距離又は夜間の運転に従事させる場合であって疲労により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する、休憩時間を必要に応じ確保するよう運転者に対し指示を行うなどの措置を講ずること。

あらかじめ経路途中の休憩時間や休憩場所等を定めるなど、過労運転の防止に留意した運行計画を作成すべきこと。

運送に関する契約を結ぶ際は、使用車両台数及び運転者数を考慮し、過労運

転の防止に留意すべきこと。

利用する有料道路の通行料金を運転者に支給するとともに、実際に当該道路を利用したかどうかを確認すべきこと。

様式第10号の4（第8条関係）

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

(自動車運転代行業者の名称)

殿

島根県公安委員会 印

指 示 書

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所 の所在地	
自動車運転 代行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意) この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：指示事項の欄は、次の例に従って記載すること。

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、最高速度違反行為を防止するため必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。

随伴用自動車に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取りつけるなどの方法により、運転代行業務従事者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。

最高速度違反を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。

顧客から運転代行の依頼を受けるに際しては、運転代行業務従事者の稼働状況等を勘案し、最高速度違反が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。

様式第10号の5 (第8条関係)

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

(自動車運転代行業者の名称)

殿

島根県公安委員会 印

指 示 書

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る自動車	使用の本拠の 位 置	
	自動車(登録) 番 号	
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：指示事項の欄は、次の例に従って記載すること。

運転者に運転させる場合にあらかじめ積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
--

過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。

運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。

さし柵等の不正改造をした自動車を使用しないこと。

積載の状況の記録を作成し、保管すること。

積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。

様式第10号の6（第8条関係）

島根県公安委員会指令(交指)第 号
年 月 日

(自動車運転代行業者の名称)

殿

島根県公安委員会 印

指 示 書

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所 の所在地	
自動車運転 代行業者名	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意) この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：指示事項の欄は、次の例に従って記載すること。

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。

過労運転となるような運転が行われることがないように、休憩場所や休憩時間等について、運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。

過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。

顧客から運転代行の依頼を受ける際には、運転代行業務従事者の稼働状況等を勘案し、過労運転が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。